
小学校特別支援教室 実践事例集



平成30年3月
東京都教育委員会

目次

はじめに	・・・	1
特別支援教室についての考え方	・・・	2
1 特別支援教室の目的		
2 特別支援教室を運営するに当たり留意すべき事項		
3 指導の開始、終了		
4 特別支援教室での指導		
実践事例		
【教室環境整備】		
事例 No.1 特別支援教室の環境整備（品川区）	・・・	6
事例 No.2 可動式パーテーションの活用（葛飾区）	・・・	8
【巡回指導教員と在籍校教員の連携】		
事例 No.3 特別支援教室専門員の活用による巡回指導教員と在籍校教員の連携（北区）	・・・	10
事例 No.4 巡回指導教員と在籍校教員との連携（目黒区）	・・・	12
事例 No.5 在籍校担任と巡回指導教員で進める、児童のアセスメントと読みの困難さの改善（目黒区）	・・・	20
【特別支援教室の理解促進について】		
事例 No.6 特別支援教室の垣根を下げる取組（檜原村）	・・・	22
事例 No.7 教職員に対する理解啓発の促進（墨田区）	・・・	24
事例 No.8 発達障害の児童に対する周囲（他の児童）の理解の促進 ～多摩市立連光寺小学校の事例～（多摩市）	・・・	30
【指導開始判定、指導終了判定について】		
事例 No.9 多面的アセスメントに基づいた指導開始判定の工夫（杉並区）	・・・	32
事例 No.10 指導開始判定・終了判定の工夫（目黒区）	・・・	34
事例 No.11 特別支援教室入級時の目標設定（狛江市）	・・・	40
【OJT・OFF-JTについて】		
事例 No.12 特別支援学校のセンター的機能の活用（町田市）	・・・	44
事例 No.13 巡回指導体制の編成について工夫した取組 ～東久留米市立第七小学校の事例～（東久留米市）	・・・	46
事例 No.14 巡回指導教員の研修体制の充実（葛飾区）	・・・	48
特別支援教室にかかるQ&A	・・・	53

はじめに

小学校に特別支援教室が導入され約2年が経過しました。各区市町村において各小学校への計画的な設置を進めていただき、平成30年度には都内の全ての公立小学校に設置される見込みとなっています。

東京都が平成26年度に都内公立小学校長を対象に実施した実態調査によると、通常の学級に在籍する発達障害と考えられる児童の在籍率は6.1%であり、そのうち48.9%の児童は、通級指導学級相当の指導が必要であると推測されています。単純に計算すれば、在籍する児童のうち、約3%（以下「支援率」という）の児童が通級指導学級相当の指導が必要であると推測されることとなります。

小学校における指導対象児童数は、平成28年度には9,442名、平成29年度には12,949名（いずれも各年度5月1日時点）となっており、平成28年から29年の1年間で約3,500人増加しています。同様に、平成30年度の指導対象児童数についても、大幅な増加が見込まれています。区市町村によっては指導対象児童数が、都の想定している支援率3%を大幅に上回る数となっています。

特別支援教室の導入により、これまで支援が必要であるにもかかわらず支援を受けていなかった児童が在籍校で適切な支援を受けることができるようになったことは、特別支援教室導入の成果と言えます。

一方、特別支援教室での指導により課題の改善が見られたため指導を終了した児童（卒業による指導終了を除く。）は、平成28年度の1年間で約350人（従来の通級指導により指導を受けている児童を含む。）と、指導終了の判定が進んでいない状況が見られます。

特別支援教室において、個々の児童の実態に応じて環境を整えつつ適切な指導・支援を行うことで、障害による学習上又は生活上の困難が改善・克服されることが期待できます。また、在籍学級においても、在籍学級担任による障害に応じた適切な指導・支援の工夫が行われることで、発達障害のある児童も、在籍学級で他の児童と共に分かりやすい指導や支援を受けることが可能になります。発達障害のある児童を含む全ての児童にとって分かりやすい指導や支援の工夫を実施することで、全ての児童にとってもより良い効果をもたらすことが期待できます。

児童の障害の状態を根拠に基づき正しく把握すること、障害による困難さに対して具体的な指導の目標を設定すること、定期的に評価を行い指導の成果を把握すること、特別支援教室での指導を参考に在籍学級においても指導・支援の工夫が行われるようにすることなどを、全教職員の理解のもと適切に行うことが重要です。本冊子には、平成30年度から中学校に特別支援教室を導入するにあたり整理した特別支援教室の運営に関する考え方のうち、小学校の特別支援教室の運営においても同様に留意すべき点についても記載していますので、参考にさせていただきますようお願いいたします。

本事例集は、特別支援教室の2年間の実践を踏まえ、参考となる区市町村の取組事例を紹介しています。今後の小学校特別支援教室の円滑な運営を図る上での参考資料として御活用ください。

なお、事例の提供に御協力頂きました区市町村教育委員会及び各小学校の関係者の方々に心から謝意を表します。

平成30年3月

東京都教育委員会

特別支援教室についての考え方

1 特別支援教室の目的

特別支援教室導入の目的は、発達障害のある児童の学習上・生活上の困難さの改善・克服及び在籍学級における障害に適した指導・支援の工夫が進むことで、対象児童が障害の状態に応じて可能な限り多くの時間、在籍学級で他の児童と共に有意義な学校生活を送ることができるようになることです。このため、特別支援教室導入の成果は、児童の学習能力の向上や在籍学級における集団適応能力の伸長とともに、特別な指導を行ったことにより、どれだけ指導の終了（在籍学級のみでの指導・支援）に結びつけることができたかの視点で捉えることも重要です。

2 特別支援教室を運営するに当たり留意すべき事項

(1) 具体的な目標設定と成果の判定

在籍学級で他の児童と共に有意義な学校生活を送ることができるようにするため、特別支援教室での指導の結果、困難さの改善が見られた場合には、速やかに指導時数の見直しや指導終了について判定を行い、次のステップにつなげることが重要です。そのためには、指導開始時に、指導を必要とする理由、指導の目標、指導の終了に関する見込み等を具体的かつ明確に定め、指導の目標の達成度合いについて、学期ごとなどに定期的に評価を行い、指導の成果を把握する必要があります。

加えて、発達障害のある児童は、特別支援教室で指導を受けている時間は在籍学級での学習指導を受けられない時間となることから、特別支援教室で指導を受けることに不安を抱えている場合もあると思われます。そのため、特別支援教室における指導の開始や終了の判定、指導時間の設定、定期的な評価等の検討に当たっては、こうしたことを念頭に、必要な指導時数及び効果的な指導・支援等について十分に検討する必要があります。

(2) 全ての教職員による取組

発達障害のある児童は、ほとんどの学級に在籍することが推測され、特別支援教室で指導を受ける児童は、大部分の時間を在籍学級で学んでいます。在籍学級においては、在籍学級担任等による特別支援教室での指導を参考にした障害に応じた適切な指導・支援の工夫が行われることで、発達障害のある児童も、在籍学級で他の児童と共に分かりやすい指導や支援を受けることが可能になります。

発達障害のある児童への指導・支援は特定の担当教員のみが行うものではなく、全ての教職員で取り組むべきものであり、特別支援教室での指導の成果を在籍学級担任をはじめ、学校全体で共有し、指導・支援体制を充実させていくことが重要です。

(3) 障害の程度が軽度の児童

障害の程度が比較的軽度の児童については、短期での成果（特別支援教室での指導終了）が見込まれます。このような児童については、短期間での指導の終了も視野に入れた適切な目標を設定し、設定した目標が達成されれば、速やかに終了の判定を行うよう留意する必要があります。

3 指導の開始、終了

(1) 在籍学級での配慮による経過観察

在籍学級担任等が気付いた当該児童の困難さに関しての巡回指導教員や臨床発達心理士等の行動観察による助言等を踏まえて、特別支援教育コーディネーターが、在籍学級で指導するための教室環境の調整や指導方法の工夫について、在籍校での実施可能性を考慮して在籍学級担任等に提案します。提案事項を実施した後の当該児童の変容とその周囲の児童の様子について、経過観察を行い関係教職員間で情報交換をすることが、より適切な支援を検討することにつながることであります。

(2) 校内委員会における検討

校内委員会で校長は、特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任等から対象児童が在籍学級で抱えている困難さや在籍学級での状況等について報告させ、対象児童の必要な支援のレベルを判定します。この際、臨床発達心理士等からの専門的所見を得るため、校内委員会への出席や書面での所見の提出を求めることが重要です。

(3) 区市町村教育委員会における判定委員会による判定

区市町村教育委員会における判定委員会では、各学校からの申請内容について、各委員の専門的立場に基づく検討を行い、対象児童の特別支援教室での指導の必要性について判定します。判定に際して、判定委員会の専門家等が発達検査等のアセスメントを実施し、その結果を加えた検討を行うなど根拠に基づいた判定を実施することが重要です。

(4) 特別な指導の評価

特別支援教室での指導については、少なくとも学期ごとに評価し、指導目標に対する進捗状況について校内委員会に報告します。校内委員会では、必要に応じて次の学期の指導目標の修正や指導内容、指導時数の見直しを行います。年度途中で指導内容等を見直した場合には、学校から区市町村教育委員会に報告を行います。年度末を迎える時期には、次年度の指導の継続の可否や指導目標、指導内容、指導時数等について改めて検討し、区市町村教育委員会へ申請します。区市町村教育委員会においては、これまでの指導について学校からの評価を確認し、指導の継続や次年度の指導目標、指導内容、指導時数等を承認します。

4 特別支援教室での指導

(1) 特別支援教室で行う指導とは

特別支援教室の指導は、これまでも情緒障害等通級指導学級で行われてきた対象児童に対する指導と同様です。その目的は、在籍学級において対象児童が抱えている困難さを改善することによって、在籍学級で有意義な学校生活を送れるようになることです。この困難さとは、障害による学習上又は生活上の困難であり、特別支援学校学習指導要領の自立活動を参考にして指導内容を計画していかなければなりません。

そのため、個別的な学習支援あるいは、精神疾患、家庭環境等他の要因のみにより一斉指導が困難な児童は、特別支援教室での特別な教育課程に基づく指導ではなく、通常の教育課程の中で指導内容や方法を工夫していくことが適切です。

(2) 障害に応じた特別な指導とは

障害に応じた特別な指導については、平成28年12月9日に公布された「学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」（平成28年文部科学省告示第176号。平成30年4月1日施行）により、指導の内容の趣旨が明確化されたことに留意する必要があります。

改正前ただし書（「ただし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。」）も、「障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服する」という通級による指導の目的を前提としつつ、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことも可能であることを明示する趣旨でしたが、単に各教科・科目の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことができると解釈されることのないよう規定を改め、その趣旨が明確化されたものです。

各学校が通級による指導を教科等の内容を取り扱いながら行う場合にも、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服する目的で行われるよう十分留意する必要があります。

(3) 巡回指導教員と在籍学級担任等との協働による指導の充実

特別支援教室での特別な指導の目的を達成するためには、巡回指導教員と在籍学級担任等とが協働して指導に当たることが重要です。

これまで、通級指導学級と在籍学級は別の学校に設置されていることが多かったため、このような協働関係を構築することが難しい状況でした。しかし、対象児童が在籍する全ての学校に巡回指導教員が巡回する新たな特別支援教室の方式では、巡回指導教員と在籍学級担任等が、定期的に会うことができ、情報や認識の共有が格段に図りやすくなります。このような利点を生かすことによって、指導に一貫性を持たせやすくなり、対象児童が在籍学級で抱えている困難さを改善するための効果的指導を実施することができます。

(4) 指導終了段階の指導の在り方

特別支援教室での指導の成果により、特別支援教室での指導の終了が見込まれる場合には、巡回指導教員と在籍学級担任等との連携により、円滑に特別支援教室での指導の時間数を段階的に減らし、指導を終了します。

このため、巡回指導教員は、在籍学級において在籍学級担任等と連携して当該児童の行動観察を行ったり、当該児童や周囲の児童に指導や支援を実施したりします。巡回指導教員は在籍学級担任等に対し、特別支援教室での指導の成果を踏まえ、在籍学級において必要となる配慮点等を明らかにして、適切に助言することが重要です。また、特別支援教室での指導の終了後も、定期的に対象児童の状況を観察して把握するとともに、在籍学級担任等からの相談等に対応することが重要です。